

習志野市教育委員会会議録
(平成17年第6回定例会)

- 1 期 日 平成17年6月22日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時50分
- 2 出席委員 委員長 青 木 克 己
委員 吉 村 博 与
委員 栗 原 伸 夫
委員 小 泉 俊 雄
委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 西 原 民 義
教育総務部長 小 滝 益 夫
学校教育部長 由 比 ヶ 濱 勤
生涯学習部長 小 林 伸 二
学校教育部参事 大 和 田 泰 雄
学校教育部参事 渡 辺 伸 治
教育総務部次長 志 村 豊
学校教育部次長 柴 田 史 香
生涯学習部次長 高 山 幸 男
教育総務部副技監 鈴 木 知 行
学校教育部副参事 山 崎 敏 雄
学校教育部副参事 鶴 岡 智
生涯学習部副参事 奥 平 純 一
学校教育課長 大 友 秀 雄
指導課長 倉 光 正 力
生涯スポーツ課長 三 村 秀 則
青少年センター所長 小 柳 茂
教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 範
学校教育部主幹 鈴 木 博
生涯学習部主幹 高 柳 英 昭
生涯学習部主幹 及 川 隆 志

4 会議内容

委員長が

平成17年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第27号から議案第31号までについて非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第27号から議案第31号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成17年第5回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 平成17年度学校基本調査の結果について

(企画管理課)

教育総務部次長が

市立の幼稚園、小学校、中学校、高校を対象に学校教育調査を行った。この調査は文部科学省が5月1日を基準日として、毎年1回実施していて、その結果は年次的推移を追った教育計画の立案など、教育行政の基礎資料となっている。

園児数は市内15幼稚園、55クラス、1,393人で昨年度より2名減少、児童数は市内16小学校、296クラス、8,943人で265人の増加、生徒数は中学校7校、107クラス、3,675人で97人の増加、高等学校は32クラス、1,147人で15人の減少となっている。

教職員数は幼稚園89人、小学校508人、中学校237人、高等学校87人で合計921人が在職している。前年度に比べ、19名の増加であるが、これは、小・中学校における児童生徒数の自然増に伴う学級数の増加と1学級の児童生徒38人に対し1名の教員を配置するという、弾力的な運用を行っていることが主な理由である、と説明。

委員が

今年4月から栄養教諭が制度化されたが、栄養職員はいるが、栄養教諭がないのはなぜか、と質問。

学校教育課長が

4月1日にできた制度なので、栄養教諭はまだいないが、栄養士18名がこれから講習を受けることになっている、と回答。

委員が

これからの子どもの教育は食育が大切であり、現在、給食がよい栄養源となっている。各学校に1名は栄養教諭を置いて、子どもの栄養を守るとともに、保護者に栄養教育を行ってほしい、と要望。

学校教育課長が

非常勤講師として、栄養士でも授業ができるという制度を利用して、栄養士19名が学校に行き、子どもたちの食の指導を行っている。また、学校だよりや保護者に学校に来ていただき、食の大切さについて話をしている。そして18名の栄養士が栄養教諭の講習受講を希望している、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 習志野市学校評議員の委嘱について

(指導課)

指導課長が

習志野市学校評議員について、従前より第六中学校の評議員をお願いしていた方の都合につき、今回、了承を得ることができたので、1名を新たに6月1日に委嘱した。任期は平成17年6月1日から平成18年3月31日までである、と説明。

委員長が質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第24号 習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の制定について (企画管理課)

議案第25号 習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱の制定について (企画管理課)

教育総務部次長が

議案第24号及び議案25号は関連があるので、一括して概要を説明。

本年3月議会において可決され施行された「習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」で、指定管理者の公募の方法、指定管理者の指定の申請等の手続等については、教育委員会が行うことになっており、申請のための書類等については、教育委員会規則で定めることとなっているので、これらについて定めようとするのが議案第24号の内容である。また、指定管理者の候補者選定のための選定委員会の組織、運営について必要な事項を要綱として定めようとするのが議案第25号の内容である。

なお、それぞれの内容については既に市において制定済の規則、要綱に準じており、同じ市の施設として整合性のとれたものとなっている。今後の予定は、これらの手続を経て選定した指定管理者の候補者については、市議会の議決を経て指定することになっているので、教育委員会の議決を得た後、市長から市議会に提案する予定である、と概要を説明。

委員が

議案第24号第6条第1号の内容の団体とはどのようなものか、と質問。

教育総務部長が

コミュニティセンター、ゆうゆう館などは地方自治法に基づいて管理委託をしている。その3施設とも市から町会やまちづくり会議に働きかけをして、運営委員会を設置している。具体的にはその運営委員会が該当している、と回答。

委員が

議案第24号第6条第3号中の事業効果が相当程度期待できるとはどういったことか、と質問。

教育総務部長が

コミュニティセンターやゆうゆう館などは実際に自分たちが施設を運営しているという事で、それがまちづくりに影響していると考えられる。そういった地域の活性化などの効果があるといったような効果も含んで考えていただければよい、と回答。

委員が

経済的なことだけでなく、地域活性化なども含めた総合的な意味での効果なのか、と質問。

教育総務部長が

そうである、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第24号及び議案第25号はそれぞれ、全員賛成で原案どおり可決された。

議案第26号 平成18年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項について

(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、平成18年度の要綱を定めようとするものである。昨年度との変更点は入学者選抜日程及び定時制の課程の志願要件についてである。入学者選抜日程については、平成18年度千葉県立高等学校入学者選抜日程と同日とするものである。また、定時制の課程の志願要件については、習志野高等学校定時制が求める生徒像をより分かりやすくするために「イ 学習活動・特別活動等の高校生活全般について、意欲的に取り組む気持ちを持ち、本校の学習に適応できること」を追加した、と説明。

委員が

特色ある入学者選抜における定時制の課程の志願要件がア及びイの要件を具備する者となっているが「ア 働きながら学ぼうとする強い意志を有する者」、「イ 学習活動・特別活動等の高校生活全般について、意欲的に取り組む気持ちを持ち、本校の学習に適応できること」の両方を満たさないと入学できないということになるのか、と質問。

学校教育課長が

両方を満たす必要がある、と回答。

委員が

選抜された子ども達がどのようになっているのか、今年の卒業生の進学状況について教えてもらいたい、と質問。

教育長が

特色ある入学者選抜により最初に入学した生徒は現在の3年生なので、平成17年度の卒業生からその結果が分かる、と回答。

委員が

すばらしい結果がでる事を期待している、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成17年7月27日（水）午後3時に決定された。

<議案第27号から議案第31号は非公開>

議案第27号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について (学校教育課)

学校教育課長が、委員の委嘱について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第27号は原案どおり可決された。

議案第28号 習志野市社会教育委員の委嘱について (社会教育課)

生涯学習部副参事が、委員の委嘱について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された。

議案第29号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱及び任命について (社会教育課)

生涯学習部副参事が、委員の委嘱及び任命について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された。

議案第30号 習志野市スポーツ振興審議会委員の任命について (生涯スポーツ課)

生涯スポーツ課長が、委員の任命について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第30号は原案どおり可決された。

議案第 3 1 号 平成 1 7 年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の選任について (指導課)

指導課長が、委員の選任について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第 3 1 号は原案どおり可決された。